

## 第35号議案

区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例の一部を改正する条例

区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例（昭和26年足立区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は参考人若しくは」を「若しくは参考人又は」に改める。

第2条第1項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第2項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の7種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の8種」に改める。

第3条中「外必要な」を「ほか、必要な」に改める。

### 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### （提案理由）

足立区職員の旅費に関する条例の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。